平成２２年（フ）第４１２１号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目14番地の１　Ｄ20―205
債務者　兼松　知子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１４６号
大阪市都島区都島本通５丁目16番１号
債務者　岡田　　博
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５５号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ21―206号
債務者　杉下　加代
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６０号
大阪府八尾市東山本町１丁目２番21号増田文化211号
債務者　置鮎　榮市
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６２号
大阪市西成区南津守７丁目９番33―303号
債務者　木村　利昭
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６９号
大阪市中央区東高麗橋２番１号901号
債務者　山村　智昌
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１８４号
大阪市旭区生江２丁目６番23号　松佳苑１―６
債務者　藤田　雅樹
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１８８号
大阪市都島区東野田町４丁目５番40号　Ｔ・Ｍ工房
債務者　田代　浩美
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１９１号
大阪府吹田市江坂町３丁目62番１―705号
債務者　古賀　照章
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１９４号
大阪市東住吉区南田辺１丁目10番23―107号
債務者　与田　　明
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１９５号
大阪府高槻市牧田町５番45―304号
債務者　竹森　安弘
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１９９号
大阪市旭区大宮４丁目22番10号　カルム大宮303
債務者　出口　昌美
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０２号
大阪府八尾市久宝園３丁目37番地の10　ヴィラージュ201号
債務者　松坂　忠則
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０３号
大阪市都島区中野町２丁目４番19―608号
債務者　吉川　俊昭
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０４号
大阪府守口市金田町５丁目５番14号
債務者　辻山利津子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０５号
大阪府東大阪市新庄１丁目12番20―406号
債務者　帯賀　盛義
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０８号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番23号コーポプロスペリティ401号
債務者　竹村　　誠
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０９号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番23号コーポプロスペリティ401号
債務者　竹村小百合
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部